

高齢者虐待防止 マニュアル

(株) KMK

リハビリDO

1 基本指針

ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、ご利用者様に対する虐待の禁止・予防及び早期発見のための措置等を定め、全職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における高齢者虐待を防止するため委員会を設置し、職員への研修会を実施します。

2 虐待の定義

虐待とは職員等からご利用者様に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

ご利用者様の身体に外傷を生じさせる若しくは生じる恐れのある行為（蹴る、殴る、食べられないものを食べさせる、食事を適正量与えない）を加え、または正当な理由なくご利用者様の身体を拘束すること（ベッドに縛りつける等）

(2) 性的虐待

ご利用者様にわいせつな行為をすること、またはご利用者様にわいせつな行為をさせること（性的暴力、性的行為の強要、性的な画像・動画を見るように強いる、裸の写真や映像を撮影する等）

(3) 心理的虐待

ご利用者様に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（言葉による脅迫。「すぐ忘れるんだから」など心を傷つける言動。成人のご利用者様を子ども扱いするなど自尊心を傷つける。馬鹿にする、無視する、他社と差別的な対応をする等）

(4) ネグレクト

ご利用者様を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、ご利用者様を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、食事を提供しない、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等）

(5) 経済的虐待

ご利用者様の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得たりすること（同意を得ず、年金等の流用など財産の不当な処分）

3 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会」（以下「委員会」という）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする
- (2) 委員会の委員長は（株）KMK の代表取締役が務める
- (3) 委員会の委員は、管理者、看護師、介護職員とする
- (4) 委員会は年 2 回以上、委員長が必要と認めたときに開催する
- (5) 委員会の審議事項
 - ・ 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事
 - ・ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事
 - ・ 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事
 - ・ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事
 - ・ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事
 - ・ 虐待発見時の対応に関する事
 - ・ その他人権侵害、虐待防止に関する事

4 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は（株）KMK 代表取締役が行い、責任者は管理者とする
- (2) 虐待防止に関する責任者は本マニュアル及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する

また、職員は虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は速やかに責任者に報告すること。責任者は速やかに介護支援専門員に報告し、連携を図るとともに、必要に応じて市町村へ通報しなければならない

上尾市役所	高齢介護課	048-775-5124
桶川市役所	高齢介護課	048-788-4940
伊奈町役場	いきいき長寿課	048-721-2111（内線 2125 / 2126）
蓮田市役所	長寿支援課	048-768-3111（内線 136）

5 虐待の早期発見

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくてもご利用者様の様子の変化を迅速に察知しそれに係る確認や責任者等への報告が重要です

なお、虐待とはご利用者様の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者等がご利用者様、ご家族様、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要です

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、ご利用者様の安全、安心の確保を最優先に誠意ある対応や説明をすること及びご利用者様やご家族様に十分配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも対外的な説明責任を果たすことなど速やかに組織的な対応を図ること。また、行政に通報、相談することとします

6 職員等が留意すべき事項

職員等は当法人の基本理念及び行動規制に掲げるとご利用者様の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項にりゅういすることとします。

虐待事案の発生はご利用者様の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- ・常にご利用者様の人格や権利を尊重すること
- ・職員等がご利用者様にとって支援者であることを強く自覚し、ご利用者様の立場に立った言動を心掛けること
- ・虐待に関する受け止め方にはご利用者様による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること

(2) 基本的な心構え

- ・ご利用者様との人間関係が構築されている（親しい間柄）と独りよがりになり込まないこと
- ・ご利用者様が職員の言動に対し心理的苦痛を感じていてもそれを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること

- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動については職員同士で注意を促すこと
- ・虐待（疑い）を受けているご利用者様について見聞きした場合はご利用者様の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに責任者に速やかに報告すること
- ・職場内の虐待に係る呑田氏や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること

7 本マニュアルの閲覧

本マニュアルはご利用者様の求めに応じていつでも閲覧することができるようにするとともに、当施設のホームページでも公表し、どなたでも自由に閲覧できるようにします。

附則

本マニュアルは 2024 年 4 月 1 日より施行する